

平成24年(ワ)第213号、平成25年(ワ)第131号、第252号

平成26年(ワ)第101号 福島原発避難者損害賠償請求事件

原 告 早川篤雄 外473名

被 告 東京電力株式会社

2015(平成27)年4月10日

福島地方裁判所いわき支部(合議1係) 御中

準備書面(92)

被告準備書面(19)に対する反論

(住宅確保損害と再取得価格の請求の関係)

(全損・非全損の取り扱いの不合理性)

原告ら訴訟代理人弁護士 小野寺 利孝

同 広田 次男

同 鈴木 勇博

同 清水 洋代

同 米倉 勉代

同 向川 純平

同 笹山 尚人

被告準備書面（19）は、原告らの準備書面（51）（53）に対して、あれこれの反論をしている。そこで、必要な範囲で以下の通り再反論を行うものである。

記

第1 原告準備書面（51）について（住宅確保損害と再取得価格の請求）

1 訂正

原告らの準備書面（51）において、その3頁16行目以下に「また、被告の上記支払いは、避難区域ごとの賠償額に不均衡が生じており、しかも、避難区域の設定が被害の実態だけで決定されたものではないことは、被告自身認めているとおりである（被告準備書面（17）7頁）。」と記載したのは、「被告準備書面（12）7頁」の誤記であったので訂正する。

2 双方の主張の関係

既に述べたとおり、被告が支払っている住宅確保損害等は、原告が請求している再取得価格による損害賠償の一部をなすものという関係にある。居住用不動産の賠償について、その損害評価をどのように算定するべきかについて、双方の主張に争いがあっても、それ自体は避けられない事態であって、その当否は本件の審理を通じて判断されることになる。

しかし現時点において、これ以上この争点における主張の応酬と整理を続けることが、原告本人尋問を実施するための前提条件として必要であるという事情は存在しない。

3 被告主張の誤り

被告は、原告らの主張に対して、被告による住宅確保損害等の支払いは、最判昭和32年1月31日と中間指針第四次追補に準拠したものだから適正妥当なものであるなどと繰り返している。

しかし、第四次追補の指針は、その趣旨においては原告の請求に沿ったもの

でありながら、その賠償額の基準たる内容が、原告らの損害の実態を踏まえておらず、生活再建そして原状回復に必要な適正額に満たない不十分なものであること、したがってまたこれに準拠しただけの被告の支払いが不十分なものであることは、原告ら準備書面（17）及び同（51）に指摘したとおりである。

中間指針は法的規範ではなく、大量の被害を一律・迅速に救済するための目安となる「指針」に過ぎないことは、争いのない事実である。すなわち中間指針第四次追補に準拠していることをもって「適正妥当」だという論証にはならないのである。

また、上記最高裁判例は、もとより、放射性物質の漏出事故によって、広範な地域が長期的に居住すら不可能になるという事態を想定したものではない。従って、本件事故による損害の評価については、射程を異にするものと言うべきである。さらに、上記最判を含む損害賠償実務で定着している、いわゆる差学説による損害評価は、原告らが主張する再取得価格による損害評価と矛盾するものではないことも、既に述べたとおりであり、原告らの主張と請求は、最高裁判例に適合しないものではない。

第2 原告準備書面（53）について（全損・非全損の不合理性）

1 居住生活利益の内容が不明であるとの主張について

準備書面46第5頁、準備書面17第4頁、甲A146（淡路意見書）第22頁で触れたとおりである。

なお、準備書面6第14頁で述べた基本生活権も居住生活利益も同趣旨である。

2 居住用利益の毀損の程度が不明である、具体的あてはめとの関係が不明であるとの主張について

原告の主張は、準備書面53で述べたとおり、（敢えて簡潔にいえば）居住用生活利益の観点から、不動産価値の減少につき、避難指示期間後の状況も含めて実質的に決定すべきという主張である。

今後、原告の保有する不動産について、それぞれ個別立証を行い、その毀損の程度を明らかにしていくものである（なお、その結果、原告らの保有する不動産については、すべて滅失と評価されるべきものと原告は考える）。もちろん、不動産の所在する地域ごと、町・村ごとの状況につきその地域状況を明らかにすることも今後の個別立証に並行して行っていくものである。

上記の考え方は、何も特殊な考え方ではない。

従来の不動産の鑑定評価においても、当該不動産の価格は各諸要因から、個別的に決定されるものであり、特に、地域状況は価格を決定する重要な要因の一つである。

3 争点整理との関係

被告の主張からも、損害賠償の算定は、不動産価値の毀損がどの程度のものであるかという観点からなされるものであることに争いはないと思われる。そのうえで、被告は、迅速・公平の観点から、不動産価値の減少を避難指示期間によって形式的に賠償額を決定しているようである。すなわち、被告も、個別の原告の不動産について、実質的立証を許さないという主張は行っていない。

すなわち、今後の個別立証をもってその毀損の程度を判断していくべきであるという点で、争点は明確化している。本人尋問の実施に支障はないというべきである。

以上